

(平成25年12月20日)

今回の内容

①会議情報、②ワンポイント・アドバイス、③コラム（中川委員）

会議情報

最近の、消費者安全調査委員会での議論についてお知らせします。

第15回消費者安全調査委員会（平成25年12月20日）

- 子どもによる医薬品の誤飲事故
「子どもによる医薬品の誤飲事故」をテーマとして調査・分析を行うことを決めました。子どもによる医薬品の誤飲事故について、死亡事故の発生は確認していないものの、事故が多発しており、また、事故件数は減っていません。こうした状況を踏まえて、調査委員会として、再発防止のための調査を行うことを決めました。
- 「テーマ選定」
調査委員会は、個別事故の原因究明を通じて事故の再発・拡大防止につなげることを標準のパターンとしていますが、1つの個別事案のみでその事案の全体像をつかみ再発防止につなげることが困難な場合もありますので、事案を絞らず、当該事案をテーマとして広く調査・分析する手法を導入してはどうかと考えました。これを「テーマ選定」と呼びたいと思います。上記の子どもによる医薬品の誤飲事故は、その第1弾として行います。
- ガス湯沸器の一酸化炭素中毒事故
評価書案について議論を行いました。最終的な詰め議論をしっかりと行いつつ、できる限り速やかに公表できるようにしたいと思います。
- 一般の方からいただいた「申出」事案
事務局から、類似事例、制度等の関連情報や専門委員の見解などの情報収集の結果が報告され、その内容に基づき調査委員会で検討した結果、そのうち5件については調査を行わないことになりました。残りの案件（34件）については、引き続き、臨時委員、専門委員等の知見も活用しながら、事務局で丁寧に情報収集を行った上で調査委員会において判断していくこととなります。

部会の動き

- 工学等事故調査部会（12月中旬に開催）
 - ・ ガス湯沸器の一酸化炭素中毒事故：評価書案について、評価の取りまとめに関して論点や記述が十分であるかなどの意見が出され、引き続き、検討をすることとなりました。
 - ・ 機械式立体駐車場事故：現地調査や関係者のヒアリング調査の内容が専門委員から報告され、立体駐車場の利用のされ方の実態と業界基準との整合性や、立体駐車場を利用する際の人の安全の確保などを中心に議論がなされ、引き続き、担当専門委員を中心に調査を進めていくこととなりました。
- 食品・化学・医学等部会（12月上旬に開催）
子どもによる医薬品の誤飲事故など調査等の対象とすべき事案について議論を行いました。

☆お風呂の追いだきに注意

★お風呂の追いだき機能

自動で浴槽のお湯はりができるガスふろ給湯器には、通常、追いだき機能が付いています。これは浴槽のお湯がぬるいと感じた時に、設定温度まで温めなおしたり、設定温度よりさらに湯温を上げたいときに使用します。

★追いだき機能では何℃になるの？

浴槽の湯温が設定温度になった後、追いだきボタンを押すと、通常1℃高くなるように追いだきし、自動でストップします。いったんストップした後、それでもまだぬるいと感じて追いだきボタンを押すと、さらに1℃高くなります。(※) (ただし、追だき中に適温と感じたら追いだきボタンを押すと追だきは止まります)

この操作を繰り返すと浴槽の湯温が最高48～50℃(※)まで上昇する場合がありますので、入浴される方が快適な湯温とを感じるまでの使用として下さい。入浴するときやお湯を使うときには、必ず手で湯温を確かめて下さい。

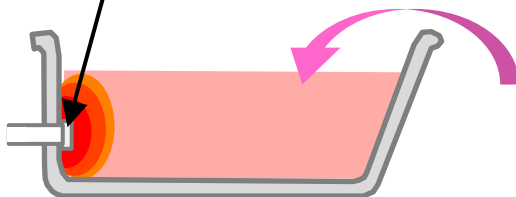
また、追いだき時に循環口から出る湯の温度は、浴槽の湯温が40℃の場合には60℃前後になります。循環口に触れたり、体を近づけないで下さい。やけどのおそれがあります。

追いだきボタンを繰り返し押し直す場合には湯温に注意!!



表示は変化せず

60℃前後



最高50℃(※)まで湯温は上昇する場合があります

(※) 追いだきボタンを一度押した時に上昇する温度および、追いだきを繰り返した時の最高温度は、製品によって異なります。(48～50℃：日本ガス石油機器工業会 調べ)
ご自分でお使い頂いている製品の取扱説明書をご確認ください。

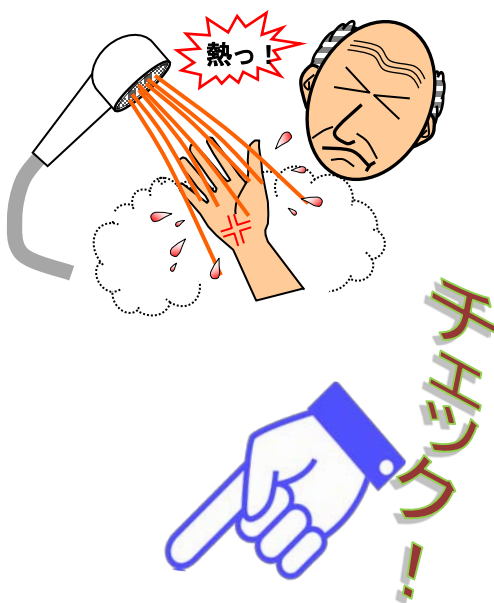
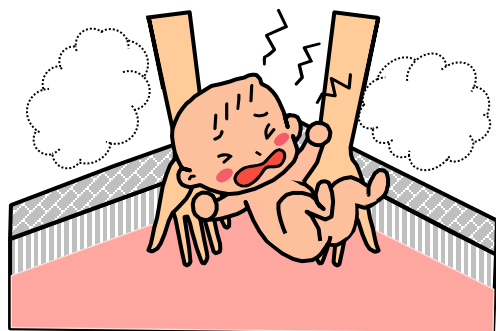
★要配慮者には、周りの方が事前に湯温の確認を！！

リモコンの温度表示は、現在の浴槽の湯温の表示ではなく、浴槽の湯の設定温度を表示しています。

追いだきボタンを押した後は、リモコンが表示する浴槽の設定湯温より実際の浴槽の湯温が高くなっている場合がありますので、入浴する前に必ず手で湯温を確かめて下さい。

また、シャワーなどの給湯においても、使い始めの時やお湯を繰り返し使う場合に熱いお湯が出る場合がありますので、体にかける前に必ず手で湯温を確かめて下さい。

特に温度感覚が低下した方や小さなお子様などの要配慮者が入浴する場合には、ご家族や周りの方が事前に湯温を確認し、要配慮者がみだりに湯温調節することがないように周りの方が注意を払いましょう。



★事故から身を守るためには？

まず、みなさま自身がお使いのガスふろ給湯器の取扱説明書を良く読み、追いだき機能の安全な使い方について良く理解したうえで、追いだき機能を使うようにしましょう。

(注) この参考情報は申出事案に関連した一般的な情報であり、申出内容に対する調査結果や回答ではありません。

事故調査はどのように進められるのか



消費者安全調査委員会
委員 中川丈久

「消費者事故調」――消費者安全調査委員会――は、2012年〔平成24年〕10月に発足しましたので、2013年〔平成25年〕12月のいま、1年以上が経ちました。この間、日々感じるのは、事故原因究明が、いかに専門的な人手と、膨大な時間を要する作業かということです。その様子をすこしお話してみたいと思います。

私たちの作業は、おおまかにいって、3つのプロセスに分かれます。

まずは、「どの事故を取り上げるか」を判断します。

この委員会は、「消費者事故をすべて扱う調査機関」ですから、委員会にはありとあらゆる、消費者事故の情報が届けられます（国土交通省の運輸安全委員会が取り扱う航空、鉄道、船舶の事故を除きます）。そのためわたしたちの最初の仕事は、「どの事故を取り上げるか」を決めることです。

この選定をするには、それなりの情報が必要です。わたしたちはこの時点で、ほぼ全件について、簡易な調査を行って、慎重に選定しています。

次にするのが、取り上げることになった案件についての原因究明です。「事故原因はなにか」を本格的に調査するのです。

私たちが取り上げるような事故は、複数の要因が絡み合っただけで起きるものがほとんどです。そのため、事故に寄与し得た要因はなにか、被害を大きくした要因はなにかを慎重に拾い集め、事故のメカニズムについて仮説をたてます。この仮説は、科学的調査を用いて、実証されなければなりません。また、これまで見落とされている、あるいは軽視されているような要因がないかを見極めることも、重要なポイントです。

このような原因究明のためには、専門家の協力を仰ぐことが必須です。世の中に、「消費者事故調査の専門家」などという人はいません。個々の事故にもっとも適した専門の方を、一人ひとり訪ね歩き、専門委員への就任をお願いするのです。

最後に、「再発防止のための対策はなにか」に取り組めます。委員会が必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、「生命身体被害の発生又は拡大の防止のために講ずべき施策又は措置」について勧告することができるからです（消費者安全法15条3号、32条）。

委員会自身が、どの程度具体的な再発防止策を提言すべきか、他省庁や業界団体、消費者団体、さらに消費者全般と、どう役割分担すべきか、決まったルールはありません。わたしたちは、ひとつひとつの事故にふさわしいやり方を模索しながら、再発防止策の実現方法を考えていきます。

再発防止策を提言して、委員会の事故調査作業は終わります。3つのプロセスひとつひとつが、人手と時間をかけて、慎重に進められていますが、難しいのは、丁寧さと迅速さのバランスをどう取るかです。

事故原因の究明を徹底すればするほど、調査に時間がかかり、結論が遅れます。事故調査の徹底と、時間やコストとのバランスをどうとるのか。そこは、わたしたちの委員会がもっとも悩むところです。